

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国子会社の DES 後の清算について

人件費高騰、景気減速などの影響を受け、中国から撤退する日系企業は少なくありません。今回は、日本本社に対する多額の親子ローン残高を有する中国子会社が、当該ローン債務を DES (Debt Equity Swap) により資本金に振替えた後、直ちに撤退する場合の税務リスクについて検討します。

1. 事例

2009 年に日本法人 A 社は中国独資子会社 B 社を設立しました。B 社の資本金は 1000 万元で、税務上利用可能な 5 年間以内の繰越欠損金は 200 万元、親会社 A 社からの借入金は 500 万元です。経営不振のため、中国撤退を決定しました。但し、撤退時の経済補償金等の費用を支払うことを考慮すれば、借入金 500 万元の返済に回せる資金を捻出できないため、B 社は DES による債務の資本化の検討を開始しました。

2. DES の課税関係

(1) 原則

DES を行う際には、原則として、債務の弁済（免除）と増資の受入の二つ取引に分けて、税務処理を行わなければなりません（財税 2009 59 号四(二)2）¹。

上記の事例の場合においては、原則的に債務免除益を 500 万元計上しなければなりません。

税務上の取引の仕訳は以下の通りです。

借方：借入金	500 万元	
貸方：営業外収入-債務免除益		500 万元
資本金等		0 万元
借方：資本剰余金	500 万元	
貸方：資本金		500 万元

200 万元の繰越欠損金を考慮すると、300 万元の利益に対して企業所得税が課されることとなります。

(2) 特例

次の条件を満たした場合は、特殊税務処理（適格組織再編税制）を適用することができ、債務免除益の課税は繰り延べられます（財税 2009 59 号五）。

- ① 合理的な商業目的が存在し、租税の減少や免除または繰り延べを主要目的としないこと
- ② 再編後連続して 12 か月当該再編資産の実質的経営活動を変更させないこと
- ③ 再編取引対価における持分による支払金額が、85%より下回らないこと
- ④ 再編により出資を取得した主要株主は再編後 12 か月以内に当該出資を譲渡しないこと

上記の事例に関しては、DES 後一年以内に清算した場合、上記特殊税務処理の(二)と(四)の条件を満たさなくなったと判断されて、この時点で課税される可能性があります。つまり、DES 後に直ちに清算する場合、特殊税務処理をしても優遇を享受できない可能性が高いと思われます。

お見逃しなく！

DES の対象となる債務は、日本法人 A 社からの借入のうち、外貨管理局にて外債登記を行っている元本及びその借入契約に基づき計算された未払利息に限定されます。

¹ 「企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題に関する通知」（財税[2009]59 号）